

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年8月27日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合条例第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第30条」に改める。

第28条を削り、第29条を第28条とし、第30条を第29条とし、第31条を第30条とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下「第2号施行日」という。）前にした行為及び同法附則第18条の規定によりなお従前の例によることとされる被保険者証に係る第2号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改正後	現行
新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成19年11月27日 条例第33号 目次 第1章～第5章（略） 第6章 罰則（第27条—<u>第30条</u>） 附則 第6章 罰則 第27条 （略） <u>第28条</u> （略） <u>第29条</u> （略） <u>第30条</u> （略）	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成19年11月27日 条例第33号 目次 第1章～第5章（略） 第6章 罰則（第27条—<u>第31条</u>） 附則 第6章 罰則 第27条 （略） <u>第28条</u> 法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者を、10万円以下の過料に処する。 <u>第29条</u> （略） <u>第30条</u> （略） <u>第31条</u> （略）

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下「第2号施行日」という。）前にした行為及び同法附則第18条の規定によりなお従前の例によることとされる被保険者証に係る第2号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。